

【書式例 5-3】

平成 29 年度 指定管理者点検結果

施設名	御崎シーサイド集会所
所在地	玉野市御崎 2 丁目 24 番 4 号
指定管理者	名称 御崎シーサイド自治会 代表者 住所
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日（3 年間）
担当部課	総務部協働推進課 電話 (0863) 32-5567 E-mail kyoudou@city.tamano.lg.jp

評価内容の総括	総合評価
<p>現在、管理対象施設の管理運営は、良好と判断している。</p> <p>その要因は、「地区の財産」という考えが長い年月にわたり根付いていることと、指定管理者＝施設使用者であり、本施設が経年劣化などにより破損した場合、すぐ市に連絡し状況の説明をしているため、管理運営にあたって大きな問題が発生しにくい状況であること、の以上 2 点であると考える。</p> <p>今指定管理期間中に、地区（現指定管理者）への譲渡も含めた今後の管理方法等について、検討・協議を進める予定である。</p>	A

■ 「総合評価」の評価基準

S（優良） 次の 3 項目の評価結果が全て A 以上であり、かつ S が 2 つ以上である。

A（良好） 次の 3 項目の評価結果が全て A 以上である。

B（課題含） 次の 3 項目の評価結果に B が含まれている。

C（要改善） 次の 3 項目の評価結果に C が含まれている。

① 業務の実施状況	評価結果
<p>【適切な施設管理の履行】 指定管理者＝施設使用者である地縁組織であることから、本施設は自らの活動の基盤となる財産であるとの認識にたち、施設管理にあたっているため、良好である。</p> <p>【法令等の遵守】 消防法に基づく指導など、指導官庁の指示に適切に対応し、遵守されている。</p> <p>【安全性の確保】 指定管理者、施設使用者双方が一体的に安全確保に努めている。</p> <p>【財産の適切な管理】 指定管理者＝施設使用者であることが、適切な財産管理に結びついている。</p> <p>【利用状況】 施設の設置目的を達成している状況と判断する。</p> <p>【コスト削減への方策】 指定管理料収入がない現状で過度のコスト削減を図ることは、本施設の使用を低調にし、設置目的を果たせなくなる可能性があるため、積極的に取り組む必要はない。</p> <p style="text-align: right;">* 行数は適宜調節してください。</p>	A
<p>サービス向上への取り組み</p> <p>サービスの提供者である本指定管理者が、同時にサービスの受け手にあたる施設使用者であることから、本施設に対する要望や意見に対して、総会又は役員会を開き、地域のニーズを汲み取り、サービス向上に反映させる運営が恒常的に行われている。</p> <p>しかし、指定管理料収入がないことから、財政負担の伴うサービスの向上は見込めない。</p> <p style="text-align: right;">* 行数は適宜調節してください。</p>	A
<p>③ 団体の経営状態（経営の健全性）</p> <p>当団体は借り入れが可能な法人格を有しない任意団体であることから、財政的な体力を大きく上回る負債を抱える危険性が低い団体である。</p> <p>また、財政状況は毎年度総会において確認され、その内容は提出されている総会議案書により把握しているが、健全な状態である。</p> <p style="text-align: right;">* 行数は適宜調節してください。</p>	A

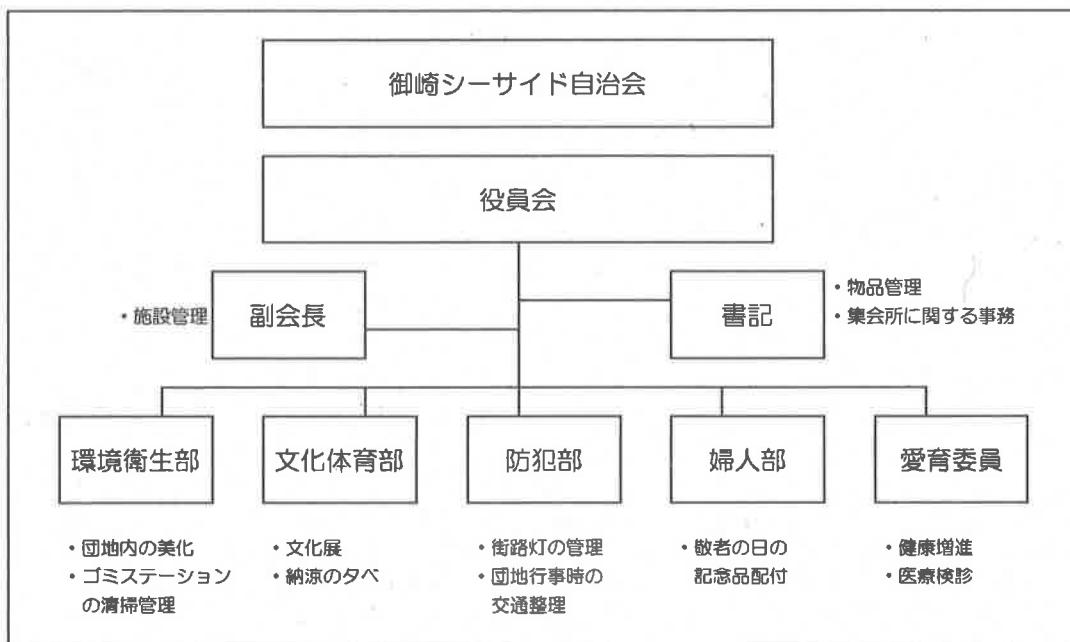
■ 「評価結果」の評価基準

- S（優良） 協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である。
- A（良好） 協定書等の基準を遵守し、その水準に概ね沿った内容である。
- B（課題含） 協定書等の基準を概ね遵守しているが、内容の一部に課題がある。
- C（要改善） 協定書等の基準が遵守されておらず、改善が必要な内容である。

I 業務の実施状況に関する事項

1 管理体制の状況

- (1) 指定管理業務の実施体制図
各コミュニティで、集会所をどのような体制で管理しているか、図で示してください。



2 施設、設備の維持管理業務の実施状況

■建物・設備の保守管理業務

区分	実施回数または実施日	
	定期の場合	不定期の場合(実施日を記入)
建物外回り(外壁・屋根等)	週・月 年 / 12回	
建物内部		
会議室等	週 月 年 / 1回	
調理室・湯沸し室	週 月 年 / 2回	
トイレ	週 月 年 / 4回	

■清掃業務

区分	実施回数または実施日	
	定期の場合	不定期の場合(実施日を記入)
建物外部(外壁・屋根等)、敷地内	週・月 年 / 1回	
建物内部		
会議室等	週・月 年 / 2回	十利用ごと
調理室・湯沸し室	週・月 年 / 2回	十利用ごと
トイレ	週・月 年 / 2回	十利用ごと

■警備業務

警備実施の有無	有り	無し
---------	----	----

(該当を○で囲む)

II 施設の利用状況に関する事項

・ 施設、設備の利用状況

主なものを記入してください。

利用時期など	利用目的（活動内容）
第3日曜日	自治会役員会
第4金曜日	環境衛生部役員会
第4日曜日	文体部役員会
第1日曜日	防犯部役員会
第1月曜日	婦人部役員会
第2水曜日	愛育委員役員会
第2、4木曜日	手芸クラブ
毎週金曜日	銭太鼓（むつみ会）
毎週土曜日	カラオケ
第1、3水曜日	民謡（もみじの会）
第2、4木曜日	民謡愛好会
毎週月・木・土曜日	御崎海辺の鼓童会
第1火曜日	8人会
第1、3木曜日	健康体操（ストレッチ）
第1、3月曜日	クラフト編み
2回／偶数月	サロンすみれ

III 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等

- ・ 管理に係る収支の状況

(1) 収入

項目	金額	備考(内訳など)
利用料収入	28,600	施設利用料金 3,000円 冷暖房利用料金 25,600円
指定管理料収入		
その他収入		
収入合計	28,600	

(2) 支出

項目	金額	備考(内訳など)
人件費		
光熱水費	169,857	電気代32,136円、クーラー代95,093円 水道代22,000円、ガス代20,628円
委託料		
事務費	3,000	文房具など
修繕料		
保険料		
租税公課 (事業所税を除く)		
その他		
事業所税相当額		
消費税相当額		
支出合計	172,857	

【書式例 5-4】

平成 29 年度 指定管理者自己点検結果

点 檢 日	平成 30 年 5 月 1 日 (1 回目)
施 設 名	御崎シーサイド集会所
所 在 地	玉野市御崎 2 丁目 24 番 4 号
指 定 管 理 者	御崎シーサイド自治会
指 定 期 間	平成 28 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日 (3 年間)

評価内容の総括	総合評価
<p>地域のコミュニティづくり推進という施設の設置目的に沿って、良好に管理運営できていると考えている。</p> <p>利用に関する規則を設けており、利用希望が重複したとき等の取扱いを明確化している。</p> <p>指定管理者の業務として条例に規定する、集会所の使用許可及び集会所の維持管理についても滞りなく行うことができていると認識している。</p> <p>【前回の自己点検からの改善点】※2回目以後の自己点検の場合</p>	A

* 行数は適宜調節してください。

■ 「総合評価」の評価基準

- S (優 良) 次の 3 項目の評価結果が全て A 以上であり、かつ S が 2 つ以上である。
- A (良 好) 次の 3 項目の評価結果が全て A 以上である。
- B (課題含) 次の 3 項目の評価結果に B が含まれている。
- C (要改善) 次の 3 項目の評価結果に C が含まれている。

① 業務の実施状況	評価結果
<p>【適切な施設管理の履行】 地域自治活動の拠点であるという認識の下で、適切に管理している。</p>	
<p>【法令等の遵守】 市担当部署と連携し、適切に遵守している。</p>	
<p>【安全性の確保】 消防法等の法令に基づき、避難経路周辺の物品の配置等に配慮している。</p>	
<p>【財産の適切な管理】 指定管理者であると同時に施設使用者でもあるため、私有建造物ではあるが、地域の財産との認識に立ち、適切に管理している。</p>	A
<p>【利用状況】 施設の設置目的に沿った利用ができる。</p>	
<p>【コスト削減への方策】 指定管理料収入はなく、利用料収入と地域からの運営費で管理しているため、積極的にコストカットを図る必要ないと認識している。</p>	
<p data-bbox="854 1111 1208 1140">* 行数は適宜調節してください。</p>	
② サービス向上への取り組み	評価結果
<p>利用者からの声に耳を傾け、財政負担の大きく無いものであれば積極的に改善に取り組んでいる。</p>	
<p>【前回の自己点検からの改善点】※2回目以後の自己点検の場合</p>	A
<p data-bbox="854 1448 1208 1477">* 行数は適宜調節してください。</p>	
③ 団体の経営状態（経営の健全性）	評価結果
<p>毎年度総会及び監査を実施しており、健全に運営できていると認識している。</p>	
<p data-bbox="854 1650 1208 1680">* 行数は適宜調節してください。</p>	A

■ 「評価結果」の評価基準

- S（優良） 協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である。
- A（良好） 協定書等の基準を遵守し、その水準に概ね沿った内容である。
- B（課題含） 協定書等の基準を概ね遵守しているが、内容の一部に課題がある。
- C（要改善） 協定書等の基準が遵守されておらず、改善が必要な内容である。